

平成29年 1月24日
学 長 選 考 会 議

国立大学法人筑波大学長の業績評価結果

I 目 的

国立大学法人筑波大学学長の業績評価に関する要項（平成27年3月18日学長選考会議決定）に基づき、学長選考会議は、監事との連携協力のもとで年に一度、学長の業績評価を実施する。

II 評価の実施方法

永田学長は、監事同席のもと、17頁からなる資料を基にプレゼンテーションを実施し、その後学長と学長選考会議各委員との熱のこもった質疑応答による対話と討論を行った。学長選考会議は、1月24日にその業績評価結果の取りまとめ審議を行い、評価を決定した。

III 評価の実施

1 対話の実施日時等

平成28年10月26日（水）16時00分～17時20分
（場所：東京キャンパス地下1階多目的講義室）

2 学長のプレゼンテーション

第2期中期目標期間での実績を基に、第3期中期目標期間の初年度として『「学際性」と「国際性」の向上』をキーワードに、平成28年度における所信を踏まえつつ、以下の3つの施策を推進すること、及び学長自身の学外の活動等について説明を行った。主な概要は以下のとおり。

(1) 施策1：絶えず新たな学問分野を切り拓く研究大学へ

施策1について、主に次のような説明があった。

- ① 新たな学問分野や学問領域の創成の場として本学のミッションを再定義したこと。
- ② 二つの違うインターディシプリナリーなものから新しく学際的な領域を生み出すこと。
例えばサイバニクスであれば、コンピュータサイエンスと神経科学を合体させて新たな領域を作ろうとしていること。
- ③ 社会に直接還元できるような研究を推進し、その指標となる外部資金獲得額が3～4倍、海外との共同研究に関しては10倍に伸びたこと、更に機能強化として、平成28年度から産学連携担当大学執行役員1名を新たに配置し、その活動を加速させたこと。

(2) 施策2：存在感を持つグローバルな総合大学へ

施策2について、主に次のような説明があった。

- ① Campus-in-Campus は、世界から教職員や学生をリクルートし、パートナー校と研究・教育資源等を共有することにより国際協働教育研究を推進するもので、平成27年度には、ボルドー大学と国立台湾大学、今年度はサンパウロ大学とマレーシア工科大学と協定を締結し、第3期中期目標計画期間中に海外8カ所に拡張する計画であること。
- ② Campus-with-Campus は、海外の大学との連携のみならず、国内の高等教育機関と連携し、お互いの長所を高め合うもので、既に今年の4月には国際基督教大学（ICU）と、9月にはお茶の水女子大学と、新たな枠組みを構築して連携協定を締結したこと。
- ③ 学位プログラム制度を大学院に導入予定であるが、以下の課題が残っている。すなわち、各研究科の博士課程が研究者を育てるのか、その分野に含蓄の深い専門学位を出すか、MBAやロースクールのように専門職学位とするのか、各研究科の構成員に問いかけ、ディプロマ

ポリシーを明確にした上で、学位プログラム化を進めていく必要があること。更に入試改革として、募集時の選抜枠を大きな枠として入学後に学類を決定する大括り入試方法を準備していること。

- ④ バカロレア教育担当教員を養成する IB 教員養成学位プログラムが平成 29 年 4 月から開講予定であること。
- ⑤ 財政が非常に厳しい中、特に学生支援に対する予算を確保し、海外留学支援事業「はばたけ！筑大生」を展開し、学生を武者修行させていること。
- ⑥ 外国人との混住型学生宿舎として、グローバルレジデンス棟の整備を計画し、平成 29 年 3 月に一部の工事が完成すること。

(3) 施策 3：本学の強みを活かすマネジメント

施策 3 について、主に次のような説明があった。

- ① 施策 1 と 2 を実行するための運営費交付金を確保するのは、学長や大学本部としての責務であること。
- ② 収入増加策として、エクステンション・プログラムの開設、不動産としての施設・設備の多目的な利活用、特に平成 29 年 4 月改正の国立大学法人法の施行を見越して、不動産自由活用への対応について検討中であること。
- ③ 人件費率が高いということは、教育研究やその他に資金が回っていないことであり、教職員の削減と資質の向上、混合給与（いわゆる「クロスアポイントメント制度」、現在適用教員 14 人）を更に拡大すること等の方策により、人件費抑制に努めること。
- ④ 4 月から新たに学術情報担当の副学長を置き、評価の基盤となる統合的データベースの構築を目指していること。
- ⑤ 中長期的な政策を検討する学長直属の大学戦略室を 4 月に立ち上げ、今日、明日の立案は学長補佐室で、10 年後の立案は大学戦略室で、という形で整理・検討をしていること。

(4) 学外での活動について

学外での活動（社会貢献）では、主に次の職を兼務している旨の説明があった。

- ① 中央教育審議会：第 8 期委員、大学分科会（分科会長）
- ② 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)：科学委員会（委員長）
- ③ 国立大学協会：副会長・理事、高等教育における国立大学の将来像に関する WG（座長）、国際交流委員会（委員長）
- ④ 大学基準協会：会長
- ⑤ 筑波研究学園都市長期ビジョン検討会議：座長

(5) 国立大学の学長として

国立大学の学長として、主に次のような発言があった。

- ① 筑波大学長が筑波大学の仕事をするのは当然であり、筑波大学のマネジメントを考えつつ、この国の高等教育全体のことを考えることが学長や執行部の役割だと認識していること。
- ② 副学長にもそのように認識をもって職務を果たしてほしいと考えていること。
- ③ 大学間競争の激しい現在において、自己利益追求の議論が多いが、それを一切排除し、国立大学においてはお互いを尊敬し合い、私立大学とはお互いの特性を生かして協力関係を築き、筑波大学が日本の高等教育にどういう形で参画し、どのようにリードしていけるかを強く意識しつつ、学長として精一杯頑張っていきたいこと。

3 学長と学長選考会議委員との主な質疑内容等

学長による以上のプレゼンテーションを踏まえ、以下の事項について、学長と学長選考会議委員との質疑応答が行われた。

《大学マネジメント・ランキング》

- ・大学としての競争力について
- ・学位プログラムの目指すべき方向性について
- ・学長の立場からの直近5年のチャレンジングな課題について
- ・本学のマネジメント力強化について
- ・大学ランキングを上げる取組について

《人材育成》

- ・学長として求める学生像について
- ・社会的常識を備えた学生の育成について
- ・筑波大学の人文教育や教養教育のあり方について
- ・マネジメントの視点から見た職員のSDについて
- ・大学におけるジェンダー、差別及びヘイトスピーチについて

《資産運用》

- ・不動産の利活用の具体例について

《広報活動》

- ・広報活動のあり方とその方策について
- ・大学としてのオリンピックに対する貢献について

4 学長選考会議委員からの要望

86校の国立大学学長の中でも極めて能力の高い学長であると認められる。しかしながら、文部科学省の各種の重要な委員を務めるとともに、政府に関わる活動も非常に多く、国内外問わず、正に八面六臂、東奔西走で頑張っていると認められるため、強力なサポート体制や、効果的な広報活動を通して筑波大学をより一層アピールする体制など、機能的・戦略的なシステムを充実してほしい等の要望が出された。

IV 業績評価

学長のプレゼンテーション及び各委員との質疑応答を踏まえ、今回の評価項目である当該年度における取組・進捗状況、学長所信の状況等を総合的に検討した結果、学長の業務遂行状況として順調かつ着実に筑波大学を発展させていると判断するものである。

V 評価結果の公表

業績評価結果については、本学のホームページに公表し、周知を図るものとする。